

令和元年度 半田市補助金等判定会議要旨

令和元年 10 月 16 日（水）、10 月 18 日（金）半田市役所庁議室において、補助金等判定会議（庁内委員審査）を開催したので、その要旨について下記のとおり記録する。

記

出席者

委員（敬称略）

議長 堀寄 敬雄

庁内委員 竹部 益世

山本 卓美

担当課

（10 月 16 日）博物館、建築課、市民協働課、下水道課、子育て支援課
高齢介護課、保健センター、学校教育課、都市計画課、
経済課、観光課、防災交通課、地域福祉課

（10 月 18 日）経済課（再審査）、高齢介護課（再審査）、学校教育課（再審査）

事務局（総務課）

課長 江原 包光

主査 渡辺 富之

書記 西原 健太

目 次

≪ 10月16日（水） ≫

1. 「無形民俗文化財保存伝承費補助金」(博物館)	…	1 頁
2. 「あいち山車まつり日本一協議会会費」(博物館)	…	2 頁
3. 「民間住宅耐震改修費補助金」(建築課)	…	4 頁
4. 「非木造住宅・建築物耐震診断事業補助金」(建築課)	…	6 頁
5. 「自治振興費交付金」(市民協働課)	…	8 頁
6. 「衣浦西部下水道推進協議会負担金」(下水道課)	…	9 頁
7. 「放課後児童健全育成事業補助金(入所児童奨励費)」(子育て支援課)	…	10 頁
8. 「放課後児童健全育成事業施設整備費等補助金」(子育て支援課)	…	13 頁
9. 「単位老人クラブ助成金」(高齢介護課)	…	14 頁
10. 「半田市老人クラブ連合会助成金」(高齢介護課)	…	16 頁
11. 「半田市認知症カフェ(プラチナカフェ)事業補助金」(高齢介護課)	…	17 頁
12. 「休日夜間診療運営費補助金」(保健センター)	…	19 頁
13. 「小中学校長会等負担金」(学校教育課)	…	21 頁
14. 「私立高等学校等授業料補助金」(学校教育課)	…	22 頁
15. 「ふるさと景観づくり推進事業補助金」(都市計画課)	…	23 頁
16. 「衣浦清港会負担金」(都市計画課)	…	24 頁
17. 「畜産環境対策推進事業」(経済課)	…	26 頁
18. 「移住者就業起業推進事業費補助金」(経済課)	…	27 頁
19. 「竜の子街道広域観光推進協議会負担金」(観光課)	…	28 頁
20. 「防犯カメラ設置補助金」(防災交通課)	…	30 頁
21. 「安心・安全なまちづくり助成金」(防災交通課)	…	31 頁
22. 「成年後見利用促進事業負担金」(地域福祉課)	…	32 頁

≪ 10月18日（月） ≫

1. 「中心市街地商業活性化にぎわい事業補助金」(経済課)		
(11日 市民委員審査の再審査)	…	35 頁
2. 「半田市老人クラブ連合会助成金」(高齢介護課)		
(16日 庁内委員審査の再審査)	…	37 頁
3. 「私立高等学校等授業料補助金」(学校教育課)		
(16日 庁内委員審査の再審査)	…	38 頁

開 会（庁内委員審査：令和元年10月16日（水） 午前9時00分）

博物館 補助金－2 無形民俗文化財保存伝承費補助金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

亀崎潮干祭保存会を始め、成岩の大獅子小獅子、住吉の子供三番叟など、市内の無形民俗文化財保存会9団体に対し、行事を保存伝承することを目的に助成しています。

各団体では、この補助金を、笛・太鼓の新調、道具や衣装などの修繕を始め、獅子頭を納める収納箱の新調やパンフレット作成などに活用しており、団体の負担軽減と保存伝承のためにも、継続的な補助が必要と考えています。

令和2年度の協議額は、今年度に比べ18万9,000円増の81万9,000円ですが、これまでの1団体9万円を、消費税引き上げに伴う1,000円増の9万1,000円にするとともに、本年3月に「下半田祭礼行事」と「乙川祭礼行事」が、市の無形民俗文化財に指定されたことから、新たに2団体が増え、補助対象が全体で9団体になったためです。

【質 疑】

（委 員）文化財保存に関する要綱の別表の中で、本件の「無形民俗文化財保存伝承」は、消費増税を加味したとの事ですが、「文化財保存事業」については、どうですか。

（担当課）「文化財保存事業」については、消費増税は加味せず従来通りとしています。

（委 員）同様に補助するもので、事業によって消費税の扱いが異なるのはなぜですか。

（担当課）本件の補助額の経緯として、平成15年度の財政危機プロジェクトによる一律10%カットで10万円が9万円になっており、この間、消費税が5%から8%に増税されましたが、金額を据え置いております。したがって、今回備品等の購入や修繕等に要する費用を考慮し、9万円に8%を割り返し、10%を乗じる計算で、1,000円の増額協議としたいとするものです。

（委 員）文化財保存する補助金の中で、消費税を加味するものと、しないものが混在することに違和感があります。

（担当課）祭礼に関する備品等は高額であることなどから、地元より補助単価の増額要望も出される中、今回の算出方法で増額協議をお願いするものです。

（委 員）増額を検討するのであれば、他の補助事業も併せて行うべきであり、本事業だけを増額対象とすることは適正ではありません。

- (委員) 補助金の使途について、交付額9万円に対する各団体別の内訳はありますか。
- (担当課) 決算として他事業を含めた全体の使途についてはありますが、この補助金のみ、詳細を示す内訳はありません。
- (委員) 交付した9万円が、何にどのように使われているかが確認できる決算報告を提出いただく必要があります。
担当課は交付する事務局として、補助金の使途について確認する機関でなければいけません。
- (担当課) 補助金の使途が確認できるよう改めます。
- (委員) 他の補助事業との上限額や交付回数など、現在の要綱の作りでは誤解されないですか。
- (担当課) 他の事業との違いなどは、問題なく条文等で対応できています。
- (委員) 先ほども言いましたが、今回の消費増税に伴う増額根拠は乏しく認められません。補助金の額は、消費税を含めない9万円×9団体＝81万円とし、9万円に満たない場合はその額を上限とします。
また、補助金が何にどのように使われているか、確認するとともに、補助対象項目も明確にしてください。

【審査結果】承認：A2（承認条件）

- ① 交付団体の決算書等で補助金が、どこに充てられているか分かる資料に改め、支出内容の確認を行うこと。
- ② 補助対象項目について基準等が示せるよう、他の補助などを参考に再検証すること。

博物館 負担金—2 あいち山車まつり日本一協議会会費

【担当課補足説明】（執行協議書に関する説明）

平成27年度に愛知県知事の呼びかけで、愛知の魅力である「山車まつり」や「山車文化」の発展を目的として設立された団体への負担金です。

この協議会は、祭の保存団体や市町と協力し、研修会や山車文化を発信するイベントなどを開催しています。今年度は、祭り文化の保存伝承を目的として、未来を担う子供達のお囃子発表の場として「山車文化子ども芸能大会」を開催し、普段山車文化に馴染みがないファミリー層を始め、県内外に対し、広く愛知の山車及び祭文化を紹介する事業を展開しています。

本市においても31輛の山車を有していること、また、愛知県はユネスコ登録が5団体（津島・知立・犬山・亀崎・須成）と全国最多であることから、今後も愛知県全体としてPRしていくため、継続的な交付が必要と考えています。

令和2年度の協議額は、平成28年度の総会開催時に議決された算定方法に基づき、今年度と同額としており、その積算根拠は、補助金執行協議書に記載のとおりです。

なお、昨年度の承認条件である「①協議会で行ったクラウドファンディングの手法は良い例であるため、半田市においても保存会と協議する事」について、本年5月の総会で、市内31組の保存団体に対し、説明と周知を行いました。

また、承認条件「②県負担が減少していくことに対する、市側の補助の取り組みを検討する事」について、今年度は市町分の変更はなく、愛知県の負担金が増加していますが、今後、事業全体の見直しが行われる際には、負担金の枠組みについても見直すことを愛知県文化財保護室と確認しています。

【質 疑】

(委 員) 昨年度までの多額の繰越金を使い切るために、「次世代育成事業」を立ち上げて充てているような印象を受けますが、内容は確認していますか。

(担当課) 繰越金について各市町からも同様の指摘が出ていますが、協議会としては、山車文化に馴染みのない世代に向けての発信が不可欠であるという考えから、昨年度から「次世代育成事業」を立ち上げ、ショッピングモール等でPRイベントを開催し、今年度はお囃子を披露する芸能大会を行う予定です。

(委 員) 平成30年度決算書では、どの項目に記されていますか。

(担当課) 「公開イベント」と「魅力発見講座」の項目です。昨年度は、事業開始年度だったため、県費が充てられましたが、今年度からは繰越金と文化庁の補助金（その他収入の一部）を使用しています。

(委 員) 平成30年度に県費が充てられたのであれば、令和元年度以降も要望し続けるべきではないですか。

(担当課) 継続的な補助を県に要望等しましたが、県からは山車文化等を広くPRすることの理解はいただきましたが、初年度の起爆剤として単発イベント等には充てられるが、継続的な補助は困難であると確認しています。先ほども言いましたが、次世代への情報発信等は重要視しており、令和元年度からは繰越金及び文化庁の補助金を財源にしていくことを協議会にて決定したものです。

(委 員) 使途の目的などは理解できますが、年度によってイベント内容は異なり、費用も変動するはずなので、毎年一律の負担金ではなく、支出が少ない見込みの年度などは減額交渉をしてください。

(担当課) 昨年の判定会議においても助言いただいているので、県に対し要望もしています。その中で、現知事が立ち上げた協議会であり、全体の事

業等の見直しの機会に負担金の見直しも検討するとのことですが、当面は同額となることを確認しています。

(委員) 今後要望する際に、協議会の存続に関わる議論ではなく、どのような事業で、事業費がどれだけかかるかを確認し、市町の適正な負担額を提示するよう要望してください。

(担当課) ポイントを整理して要望していきます。

(委員) 積算根拠の「※加算は山車等の…」の「等」に当たる部分を説明してください。

(担当課) 県内の地域によっては、祭車(さいしゃ)としている地区もあるため、「等」としています。

(委員) 収支決算書にある支出の部の備考欄で会費5万円、3万円、1万円とありますが、この違いは何ですか。

(担当課) 1万円が町村で、3万円が市の負担額です。5万円は3万円をベースに山車の保有数に応じて2万円が加算されている市の負担額です。

(委員) 半田市は協議会の構成員として参加していることや、加算された負担金を納めていることから、発言力や影響力はどの程度あるものですか。

(担当課) 協議会の決定事項は理事会で行われます。半田市は県下で山車の保有台数が多いことから、市長が理事を務めるとともに、理事会副会長に半田山車まつり保存会名誉会長が就いており、それなりの発言力があります。

(委員) 理事会の構成員として発言力や影響力があることと、2万円ではありますが、加算された負担金を納めている以上、半田市として協議会に対して強く要望すべきです。また、負担金の見直しの際には、再び加算金を設定するのであれば、その理由や、加算金を納めるメリットなども整理すべきです。

【審査結果】承認：A1（指示事項）

会員自治体の中で半田市は負担割合が多いことや理事を務めていることから、協議会に対し要望や必要事項は積極的に提言すること。

建築課 補助金－1 民間住宅耐震改修費補助金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

この補助金は「民間住宅耐震改修費補助」と「耐震シェルター等設置費補助」で構成されています。

「民間住宅耐震改修費補助」は、大地震の際に建物の倒壊による災害の発生を

防止することを目的とし、倒壊の可能性がある住宅の耐震改修工事に対し補助するもので、平成15年度より開始し、平成29年度までに363戸の補助を実施しています。

また、「耐震シェルター等設置費補助」は、耐震改修を実施しない場合でも、大地震時、設置により人命を守ることができる、耐震シェルター・防災ベッドの設置費に対し補助をするもので、平成24年度より開始し、平成29年度までに、耐震シェルター6件、防災ベッド1件の補助を実施しています。内訳として、シェルターは、平成25年度1件、平成27年度1件、平成28年度3件、平成29年度1件、防災ベッドは、平成28年度1件です。

いずれも、大地震へ備える防災・減災対策として、住宅倒壊の抑制と被害防止等に有効であるため、継続した補助が必要と考えています。

補助額として、耐震改修補助は、対象工事費等に対し、限度額を100万円とし、地域振興のため、市内業者で施工の場合は40万円の上乗せをし、140万円、耐震シェルターは、限度額25万円、防災ベッドは、限度額15万円としています。

令和2年度の協議額は、これまでの実績を考慮し、耐震改修補助については、市内業者施工分18件、市外業者施工分2件の計20件、耐震シェルター等補助は、シェルター3件、防災ベッド1件の補助上限額で計算しており、その積算根拠については、協議書に記載のとおりです。

なお、昨年度の指示事項「①補助対象となるもの全体について、PRや宣伝のしかたを工夫すること」について、前年耐震診断受診者への改修費補助、耐震シェルター等設置補助PR及び相談案内のダイレクトメール送付、地域の防災訓練などの行事でのPR、クラシティ3階への防災ベッドの展示、個別訪問のローラー作戦時にPRチラシを利用した事業内容全体の説明によるPR、市内リフォーム業者への補助制度案内の送付などの啓発活動を行いました。

また、指示事項「②高齢者には、耐震改修ではなく安価で取り組みやすい耐震シェルターを勧めるなど、ターゲットによってPRする内容を変えて、より効果的に補助が浸透するよう努力すること」については、過去に耐震診断を受診した高齢の所有者に対し耐震シェルター・防災ベッドを強調したチラシを作成、ダイレクトメールを送付することなどを行い、耐震化の必要性や補助制度の紹介・PRに努めていきます。

【質 疑】

(委 員) 令和元年度の現在までの補助項目ごとの実績を教えてください。

(担当課) 民間住宅耐震改修費補助は、市内業者17件、市外業者1件、相談中3件、耐震シェルター・防災ベッドは共に0件です。

(委員) これまでの判定会議において、条件事項をPR強化とし、様々な対策を講じてきた結果であることから、実績値をベースとしたもので考えたいので、担当課としての今年度末の実施件数の見立てはどうか。

(担当課) 民間住宅耐震改修費補助については、現在3件の相談を受けておりますので、実施済件数と併せ20件を見込んでいます。

(委員) 民間住宅耐震改修費補助については、今年度の実績や見込みから令和2年度の協議額は納得できます。しかし、耐震シェルターの3件は多いと思います。令和2年度予算をゼロとしておき、予算流用にて対応できませんか。

(担当課) 国費の負担を受けるためには、1件でも予算計上していないと交付を受けられません。

(委員) 耐震シェルター・防災ベッドについて、実績を上げるために高齢者をターゲットとする特化したPRまで行ったが、結果として効果が無く失敗であったと評価していますか。

(担当課) 昨年の条件事項であるPRは、今年度行えていませんので、まだ効果は実証されていません。

(委員) 住宅が耐震改修したことで、地震保険料に影響はありますか。

(担当課) 耐震化されたことで、保険料が安価になる優遇はあると思います。

(委員) 保険料での優位性などもPRに活用すると有効になると思います。

(委員) 協議額について、今年度実績値及びPR未実施であることから変更します。耐震シェルター補助件数は、1件に変更、協議額を市費1,240万円、国費1,020万円、県費が500万円、の2,760万円とします。

【審査結果】承認：A2（承認条件）

- ① 利用促進PRは、昨年からの条件事項であり、早急に対応すること。
- ② 次年度予算額は、実績値を基に算出すること。

建築課 補助金－2 非木造住宅・建築物耐震診断事業補助金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

大地震の際に建物の倒壊による災害の発生を防止することを目的とし、倒壊の可能性のある木造以外の住宅、及び建築物の耐震診断、耐震改修工事の費用に対し補助をするもので、平成20年度より実施しており、大地震へ備える防災・減災対策として有効であるため、継続した補助が必要と考えています。

補助対象と金額は、国の補助メニューに従い、補助要綱で規定をしており、実

績については、平成28年度に1棟の共同住宅、平成23、25、26、27、28年度に各1棟、計5棟の集会施設や商業ビル等の建造物の耐震診断を実施しました。

平成31年度の協議額は、これまでの実績を考慮し、非木造住宅の一戸建1件、一戸建以外（共同住宅）1件、及び建築物1件の耐震診断費補助について、それぞれ補助限度額の9万円、48万9,000円、120万円と、市内に1棟存在する「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づく、震災時の広域避難や応急対策活動などに重要となる道路である、第1次緊急輸送道路に面し、地震時の倒壊により道路が閉塞されることを防ぐため、耐震診断が義務づけられた建築物（通行障害既存耐震不適格建築物）に対する、耐震改修費補助限度額である901万6,000円、計1,079万5,000円を協議額としています。

なお、昨年度の指示事項である、「通行障害既存耐震不適格建築物」補助に対する、「①協議額の予算が必要なのか、耐震診断の結果を確認すること」、「②対象物件について、事業実施の意思を確認すること」について、耐震診断は実施済で耐震性は低い結果であり、これを受け建物所有者は耐震改修工事を実施する意向であることを確認しています。

【質 疑】

- (委 員) 令和元年度の現在までの補助項目ごとの実績を教えてください。
- (担当課) 民間非木造住宅耐震診断、建築物耐震診断、建築物耐震改修いずれも平成28年度より3年間実績はありませんが、建築物耐震改修費補助については、該当建築物所有者と協議が進み、令和2年度には901万6,000円の交付見込みがあります。
- (委 員) 建築物耐震改修費補助が必要なのは理解できますが、他の事業においては、平成28年度から3年間実績がないため、協議額を減額する必要があります。ただし、国費を受けるために最小限の予算計上が必要であれば建築物耐震診断費補助の協議額120万円を上限とし、協議額を1,021万6,000円とします。
- (担当課) 120万円にて、民間非木造住宅耐震診断費補助及び建築物耐震診断費補助を賄う予算計上とします。
- (委 員) 建築物耐震改修費補助の該当建築物所有者が、令和2年度に確実に改修工事する担保はありますか。昨年度、所有者との交渉で難航しているとのことでしたが、本当に実施されますか。
- (担当課) 耐震改修工事と耐震改修設計は対のものであり、それぞれに費用が発生します。既に設計に取り掛かっていることから、確実性の高いものと判断しています。
- (委 員) 市内で該当する耐震義務化物件は、当該建築物で最後ですか。

(担当課) 現時点で国が定める基準に該当する物件はなく、今回の改修補助対象案件が県の定める基準に該当する耐震義務化物件となります。が、この物件以外で該当するものはありません。

【審査結果】承認：A2（承認条件）

- ① 令和元年度見込まれている耐震診断が確実に実施されるよう、対象者と折衝すること。
- ② 次年度予算額は、実績値を基に算出すること。

市民協働課 交付金—1 自治振興費交付金

【担当課補足説明】（執行協議書に関する説明）

昭和54年度から、市内各自治区の活動を促進するために交付しているものです。この交付金を夏祭りや運動会、区民展などのイベントに活用しており、今後必要な交付と考えています。

交付額は、前年度10月1日以降、人口が276人増加したため、8万4,854円の増額となっています。

平成29年度に交付額の積算根拠を、世帯から人口へと見直したことに伴い、それ以降の交付には、緩和措置を設けていますが、令和2年度分で、減額対象となる自治区は、乙川7区、鴻ノ松区、鴉根区の3区となっています。

【質 疑】

(委員) 積算根拠の人口割は、各地区に居住している人数か、または自治区に加入している人数のどちらですか。

(担当課) 各地区に住民登録している人数です。

(委員) 自治区に加入している人を算出根拠とする補助金の方が、各自治区は加入促進の取り組みが活発になり、交付金の抑制と併せ相乗効果が見込めないですか。

(担当課) 自治区への加入促進を図るための誰もが参加できるコミュニティ事業を展開するために必要な交付金と考えています。

自治区によっては、マンションの住人とのコミュニケーションに苦慮しており、コミュニティ事業で自治区への加入促進を図っている所もあります。

(委員) 誰もが参加できるコミュニティのイベントの主な連絡手段が、自治区に入っている家庭しか回らない回覧板であることから、自治区の人数をベースとしている積算根拠については、継続的な検証が必要です。

(担当課) 周知方法としては、掲示板を活用するなどの方法がありますが、現在の積算方法について検証は必要であると考えており、整理してまいります。

(委員) 平成29年度に見直しをしたように、次のステップとして、例えば一律の人口割ではなく、自治区加入者に優位性を持たすことや、小学校区単位での活動を後押しするなど、半田市の目指す方向性に、自治区が一丸となって取り組めるよう、誘導できるような交付金の仕組みを今後も考えて下さい。

【審査結果】承認：A1（指示事項）

自治振興の推進に向け、市の施策に誘導できる仕組みなど、時代に即した事業展開が図られるよう、常に検討していくこと。

下水道課 負担金—2 衣浦西部下水道推進協議会負担金

【担当課補足説明】（執行協議書に関する説明）

汚水処理を広域的に担う2市3町の環境保全と、関係住民の福祉増進を図ることを目的に設置された、推進協議会の事業運営及び職員相互の資質向上を図るために負担しているものです。

衣浦西部流域下水道事業は順調に整備が進められており、浄化センターの運営では、広域のスケールメリットを活かした汚泥処理など、安定的な事業運営が図られています。

また、汚泥焼却炉の更新に際しては、東海市や常滑市も参画した焼却施設の建設が進められており、このことで、各事業体が負担する建設費やランニングコストが大きく縮減されることとなります。

今後も、施設の更新や接続向上対策など共通の課題も多いことから、協議会を継続していく必要があると考えています。

事業の収支につきまして、平成30年度からの繰越金が、約26万9,000円となりました。その主な要因は、事業促進費のうち、日本下水道協会の広報団体が発行する「マンホールカード作成事業」で、知多市及び武豊町が未作成のため、その費用約9万円が繰越しとなったこと、また、調査研究費のうち、視察勉強会で自治体所有のバスを利用したことなどで、当初計画した事業内容を維持したうえで費用削減を図ったことによるものです。

昨年度の指示事項「廃止となった下水道フェアのための積立金について、返還や分配することを提案すること」について、平成30年度の決算を受け、協議会の総会において、提案、承認されましたので、積立金特別会計を廃止し、返還による清算を行いました。

また、令和2年度の協議額を、前年度と同額の5万7,000円としましたが、その後、更なる費用の削減が図れると判断し、10月2日に行われた協議会担当課長会議において、各事業体の均等割額を、2万20円から1万6,000円に減額することを提案しました。

現在は、各自治体で提案内容の検討を行っており、10月下旬に開催される幹事会において決定したいと考えています。

【質 疑】

(委 員) 下水道フェア積立金の清算方法について、内容を説明してください。

(担当課) 4月の総会で必要性を訴え、これまでの負担割合に応じた精算額を現金にて、各市町へ返還する承認を受け、清算しました。

(委 員) 協議会の一年間の歳出規模は、どれくらいですか。

(担当課) これまでは約25万円でしたが、今後はマンホールカード事業も終了するため、負担金と繰越金を併せ20万円前後で推移するものと考えていますが、事業費等は各市町の負担金総額内で収まるようにと考えています。また、令和2年度につきましては、負担金の減額提案を予定しております。

(委 員) 積立金の返還につなげられ、大きな成果が得られた事業となりました。また、負担金の均等割りの減額提案等、更なる努力がみられ、減額承認の暁には、事務局へ報告してください。

【審査結果】 承認：A1（指示事項）

協議会に対し、引続き均等割り額の減額交渉を行うこと。

子育て支援課 補助金－1 放課後児童健全育成事業補助金（入所児童奨励費）

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

市が放課後児童健全育成事業を委託している、放課後児童クラブを利用する児童の保護者の経済的負担の軽減を図るため、平成13年度より交付している補助金です。

放課後児童健全育成事業は、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後に家庭に代わる適切な遊びと生活の場を与え、その健全な育成を図ることを目的とした事業で、現在20クラブで委託事業を実施しています。

この事業は、公営で実施する市町がほとんどであるなか、本市は全て民間事業所に委託し実施しているため、他市町の公営施設に比べ、全般に保育料が高い状況です。

入所児童奨励費は、保護者の負担軽減として、平成30年8月まで、ひとり親世帯と多子世帯のうち、前年度の世帯の所得が一定額以下の家庭に対し、所得に応じて、保育料の3割ないし5割の補助を実施していました。しかしながら、本市の年少人口比率が大きく減少し、平成27年度の国勢調査では知多5市の中で最下位となったなか、若い既婚女性を対象として実施したアンケート調査の結果から「子育てや教育にお金がかかりすぎる」ことが、子育て世帯が理想とする人数の子どもを持つことを阻害する最大の要因となっていることが明らかとなり、さらに、その調査で放課後児童クラブ保育料の軽減を求める意見が最も多く寄せられました。

そのため、平成30年9月より、家族構成に関わらず、前年度の世帯の課税状況に応じた補助へと制度を改めています。

保育の必要性が高い、低学年ほど保育料が高いことから、1～4年生の児童の世帯の前年度の、市民税所得割の合計額が、30万1,000円未満の世帯に対し、課税状況に応じて3,000円～9,000円の4区分で補助をし、保護者が仕事等で日中家にいない家庭の児童が、経済的な理由で放課後児童クラブを利用できない状況を防ぐ効果を期待しています。

また、2人以上の子どもが放課後児童クラブを利用する、多子世帯につきましては、課税状況に関わらず、2児名以降の児童に対して一律9千円の補助とすることとし、子育て中の世帯が理想とする人数の子どもを持てる一助としたいと考えています。

今年度の実績では、放課後児童クラブを利用する児童の70.2%が対象となっています。前年度当初の登録児童数が828名であった所から、今年度当初には931人と、12.4%の伸びとなっており、一定の効果があつたものと考えています。

令和2年度の協議額は、入所児童数の伸びを見込んで、214万2,000円増額の4,614万円としました。

【質 疑】

(委 員) 児童の伸び率など見極めるのは難しい中で、今後も事業が伸びていくものと考えていますか。

(担当課) 3～5歳までの、幼児教育保育料無償化を受けて、低年齢のうちから保育園等に預け、働きに出る親が増えるため、子どもの数は減少しても、利用児童は増加すると考えています。しかし、子どもが小さいうちは、学校から帰宅を迎え入れられるよう、パートによる短時間勤務の保護者が多い傾向もあります。そうした中で、夏休み等の長期休暇は利用する児童が増えるため、長期休暇の対応を別事業で実施できれば、利用が減少することも考えられます。今年度の利用児童は大き

く伸びましたが、来年度以降は、今年度ほどの伸びは見込んでいません。

(委員) 補助金の算定方式については、当面このまま進めますか。

(担当課) 昨年度の「子ども子育て支援計画」の策定に伴い行ったアンケートにおいて、今なお保育料が高いとの意見も寄せられていますが、当面現在の補助金算定方式で行くこととしています。

(委員) 入所児童数と、そのうち補助対象児童数のそれぞれの見込みはどのように出されたものですか。

(担当課) 入所児童数については、出生数や地域の特性など加味したもので、今年度の実績とも大きな開きがなかったことから、次年度も同様の視点で見込んでいます。一方、補助対象児童は、今年度補正予算で対応する事態となったことから見込みが困難で、今年度の実績をベースとした見込み数となっています。

(委員) 課税状況や多子世帯を補助交付の基準とする中で、各児童クラブの保育料に違いがあることについて、どの様に考えていますか。

(担当課) 担当課としても、異なる保育料では制度設計上、支障があるため、保育料の統一化に向け、事業所と協議を重ねています。協議内容を基に、実施案の提示と修正を重ね、経過措置期間を設けるなど、必要な施策等を検証する中で、計画していきます。

(委員) 保育料の統一化でサービスの充実が伴わない、単純な値上げにならないようにしてください。

(担当課) 統一化に向けては、基本となる保育料だけではなく、加算費用や保育時間など総合的な視点で見直しを検討しています。

(委員) 前年から214万2,000円増額している要因は何か説明してください。

(担当課) 補助交付額は、各学校の入所率から換算した見込み登録児童数に今年度の補助交付割合を基に算出したものと、多子世帯の見込みの合計で計上しています。令和2年度は登録児童数及び多子世帯ともに伸びると見込んでいるため増額となりました。また、補助対象世帯の傾向として、保護者の年齢が上がり収入額も増え3,000円補助区分世帯が多くなっている一方で、ひとり親世帯が増え、非課税世帯が増加する二極化が見られるほか、これまで比較利用しなくなっていた高学年が、継続して利用することで、多子世帯補助制度を活用する世帯も増えています。

(委員) この補助金の交付先はどこですか。学童の費用を払わない保護者がいる場合、この補助金はどう扱われますか。

(担当課) この補助金は、直接事業所に交付するもので、保護者に交付するもの

ではありません。保育料を滞納する保護者がいても、事業所に確実に交付できるものです。

【審査結果】承認：A1（指示事項）

協議額の説明資料を再度精査し、登録児童数や多子世帯数の推移など、より明確なものとする事。

子育て支援課 補助金－2 放課後児童健全育成事業施設設備費等補助金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

市が放課後児童健全育成事業を委託している放課後児童クラブの行う施設整備等に対する補助金で、平成17年度より交付しています。放課後児童健全育成事業は公設公営で実施する市町がほとんどであるなか、本市は近年まで民設民営事業所への委託のみで実施していました。現在は20クラブのうち、3クラブが小学校内の公設民営で、17クラブは民設民営です。

本補助金は、民設クラブ間の施設格差の是正や、児童の保育環境の向上を図るため、各クラブが行う運営上必要な施設改修や備品購入に対して補助を行うものですが、施設・設備面の安全確保や環境改善のため、補助の継続が必要であると考えています。しかしながら、今後は児童の移動の安全の確保や学校の余裕教室の活用も考慮し、利用者の増加等による新たな児童クラブが必要となった際や、今後予定されている小学校施設の長寿命化や改築工事に併せて、学校施設内での公設化を図っていくため、この補助金も縮小していく予定です。

令和2年度の協議額は、各団体からの要望に基づき、実施内容を審査し算定した、222万4,000円です。

なお、昨年度の承認条件である「備品購入分の補助割合が10/10だと、必要以上に高い性能の物品購入につながる事が懸念される」について、割合を3/4に改正したいと考えています。

また、承認条件「補助金で購入した物品の適切管理」については、備品シールを貼付した写真付き台帳を提出する事とし、「施設整備分として、借家で運営している団体が移転した場合のルールを作成する事」については、補助金を活用して施設改修を実施した後、5年間は施設を継続利用すること、5年未満で移転した場合は、本補助金の返還を求めることを条件にしたいと考えています。

【質 疑】

（委員）物品購入費の補助割合について、要綱の変更はされていますか。

（担当課）この会議で更にご指摘等が無ければ、すぐ改正手続きに入ります。

（委員）異なる2つの事業所から交付申請のあったノートパソコンの購入費

に差がありますが、製品についての条件を定めていますか。

(担当課) 保守費用の有無だと聞いています。

(委員) 保守費用は各事業所で処理するもので、物品購入代に入れてはいけません。

(担当課) 確認し保守が含まれているものは除くよう指導いたします。

(委員) 別事業として家賃に対する補助がありますが、家賃補助を受けている事業所も当補助金の施設改修費補助金を交付することはありませんか。

(担当課) 家賃補助を受けていることで特別な規定はないため、申請があれば出しています。

(委員) 昨年度の条件事項の改善として、備品購入に係る補助率を10/10から3/4にしていますが、施設改修費の補助割合は、9/10のままですか。

(担当課) 施設改修費について、補助率は同じですが補助要件の厳格化を図りました。児童の安全対策と衛生管理上必要な改修、故障に対する修繕であることを要件として設け、施設美化等の改修には適用できないものとなりました。

【審査結果】承認：A1（指示事項）

小学校内にて学童保育を実施したいとする市の施策実現に向け、家賃補助との関連性なども考慮したうえで、当補助金の交付期間を限定する考えを次回までに提示すること。

高齢介護課 助成金－1 単位老人クラブ助成金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

平成5年度から市の施策として実施しており、市内の各老人クラブに対し、生きがいと健康づくりのための社会参加を促進し、明るい長寿社会づくりを目的に交付しているものです。

協議額については、県の補助基準を基に算出した数値に、会員数加算を足した数字としており、会員数加算以外の部分については、県、2/3、市が1/3を支出しています。

令和2年度の協議額につきましては、昨年度より、10万5,000円の増額で、理由は、6つの活動種類を満たすクラブ数を昨年度の実績から5クラブと、のぞみが丘に2クラブ増の104クラブを見込んでいます。

昨年度の承認条件として「他の事業との重複や、時代のニーズにあっているか

を会長と協議し、補助金のフレームを作っていくこと。また、地区連合の会計報告を補助金判定会議の資料として添付すること」については、現在も新会長と単位クラブの補助金のあり方等について協議しているところで、引き続き実態に合った補助金になるよう検討していきます。

【質 疑】

(委 員) 高齢者の人数は増加しているのに、クラブ会員数が減少している中で、これまでと変わらないスキームで当補助金を交付することの、意義や考えを教えてください。

(担当課) クラブを細かく分けたことで、地域に根付いた活動が展開できるなど利点がある一方で、役員のなり手が少ない等の弊害が出ています。現会長と、地区単位にまとめる話をしてはいますが、県の補助金は、クラブ数が基準になりますので、対応策として、会員数加算の市費で補うなど、基準の見直しをしていく予定です。

(委 員) 単位老人クラブに交付した補助金が、そのまま上部組織である連合会に収入として上がっている地区もあることから、事業の方向性も含め早急に方針を示すべきです。

(担当課) 地域によって各老人クラブの活動状況が異なり、統一性に欠いている状況ですので、補助金交付に至るスキームの中で、このことについても現在協議を行っています。

(委 員) 枠組みを精査するうえで、単に縮小して県の補助金が大幅に減少し、運営出来なくなるとは駄目なので、よく補助制度を理解して協議してください。また毎年協議中となっているので、ある程度の期間を決めてください。

(担当課) 現会長の任期は令和2年度までですので、今年度も含め、会長を含めた主要な方たちとの踏み込んだ内容で協議を進め、一定の方針を示したいと考えています。

【審査結果】 承認：A2（承認条件）

老人クラブのあり方や統廃合の必要性等についてのクラブとの折衝は、昨年からの条件事項であり、早急に対応すること。

高齢介護課 助成金－２ 半田市老人クラブ連合会助成金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

平成５年度から市の施策として実施しているもので、半田市単位老人クラブの上部団体にあたる、半田市老人クラブ連合会に対し交付しているものです。

協議額は、県の補助基準に基づいた金額と、市の独自制度による補助額を足したものです。

本年度の協議額は、老人クラブ会員数が減少したことにより、１万７，０００円の減額となっています。

なお、昨年度の承認条件である「①老人クラブ会長と引き続き助成金のあり方について相談すること」については、単位老人クラブ助成金と併せて、引き続き検討します。「②女性部が解散したことで、老人クラブ連合会に寄附金が入り、女性部の中で留保していたお金があったことが判明した。他の部についても余剰金はないか、あればどれだけあるのか示すこと」については、平成２９年度から、各部に対し余剰金については、市老連へ返還するよう指示しています。

【質 疑】

（委 員）平成３０年度半田市老人クラブ連合会決算書では、各部の「返納金（繰越金）」が確認できません。このお金は、現在、各部で管理していますか。

（担当課）毎年、余剰分は連合会へ返還するよう指示していますので、連合会でまとめて管理しています。

（委 員）決算書の「支出の部」には、大会に掛かった費用も含めた全支出金額が計上されているのに対し、「収入の部」には、「参加費」と「返納金（繰越金）」が記載されていないため、連合会への返還指示が徹底できているか疑義が生じるため、収支の正確な金額が分かる様式にしてください。

（担当課）各部の繰越金を返還金として連合会に入っていると認識していますが、決算書では連合会の収入として確認できないので、現在の決算書の書き方も含め確認いたします。

（委 員）各部の明細書の内容を見ると、多くが食事代やお菓子代に充てられていますが、連合会の趣旨に沿ったものですか。

（担当課）単に親睦を深めるような慰安旅行や忘年会に使用するのには認めていませんが、大会参加など事業に係る食事や、反省会の分は認めています。明細書に上がっているのは、役員等の分で、個人の食事代は、参加費の徴収や自己負担で対応しています。

支出の基準として、単なる娯楽事業とした旅行等ではないか、判断しています。

(委員) 食事代の判断において、当補助金は県の補助事業でもあることから、曖昧にせず支出基準を見直してください。

(担当課) 先ほどの決算書も含め、食事代の判断基準等についても確認させていただきます。

【審査結果】保 留：B (理由)

① 老人クラブ連合会に所属する各部で発生した余剰金を連合会に返金している実態が、連合会決算書から読み取れない。

② 食事代は使途として適切か、交付要綱を確認する事。

(18日庁内委員審査に再審査分の記録あり)

高齢介護課 補助金—6 半田市認知症カフェ（プラチナカフェ）事業補助金

【担当課補足説明】(執行協議書に関する説明)

平成29年度から始まった補助事業で、認知症の方とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、地域で孤立しないような支援体制の構築を目指し、本市では27年度から「認知症カフェ」(プラチナカフェ)を愛知県の地域包括ケアモデル事業として市内2か所でスタートしました。現在は市内3か所で実施しています。昨年度から1か所少なくなっていますが、これは、みんなの心(メディライフ)が開催回数を月に1回としたことから、補助基準を満たさなくなったことによります。

令和2年度の協議額は、昨年度と同額で、月2回以上の開催を3か所、月4回以上の開催を3か所で積算しています。

昨年度の指示事項である「自己資金を投入して実施している団体もあることから、事業の継続性の観点から全体を同一のスキームで補助できるような仕組みを含め団体と協議すること」について、認知証カフェ実施団体と意見交換会を行いました。団体によって、それぞれの考えや思いがあって自己資金投入しているところもありますが、再度今年の研修会において、各団体と情報を共有し、継続運営ができるよう検討していきます。

【質 疑】

(委員) 運営費に投入されている、法人負担分や自己資金は、事業の赤字部分の補填ですか。

(担当課) 「地域の方たちの助けとなれるように」という地域貢献に対する思いから、自己資金を投入し運営していただいています。

(委員) 思いは大変ありがたいですが、市が補助金を出している以上、赤字の

補填を強制するような、制度設計は継続性を担保するうえで心配ですが、どのように考えていますか。

(担当課) 市としては、当初もっと低い単価で設定していましたが、現場の声を聞き上げた経緯があります。現在、値上げの要望はありませんが、事業の継続性を考慮すると、増額も検討しなければならないと思います。令和2年度は、今年度と同じ事業者が現状の制度設計で継続実施してくれますが、今後も新規事業者の開拓も含め、制度設計の妥当性など各団体と協議していきます。

(委員) 県や国の補助対象は、事業費全体の金額ですか。

(担当課) 市が助成した対象事業費に対して、国が38.5%、県と市が19.25%、第1号保険料が23%です。

(委員) 国や県から、市の補助対象項目等の内容の精査はありますか。

(担当課) ありません。市の補助基準については、補助対象項目を詳細に設定するものではなく、実施回数に応じた単価設定で規定され、補助しています。

(委員) 交付要綱第3条(4)(5)について、カフェ相談員の要件に幅がありますが、誰を配置するかによって、各事業者でサービスの差が出ると思いますが、この事業のねらいはどこにありますか。

(担当課) この事業は、問題の解決ではなく、気軽に参加いただき、不安や困りごとの吸い上げを主に考えています。人件費の高い専門職に制限せず、難しい問題は、市役所等に繋いで貰えばと考えています。

(委員) 今年度の予算64万8,000円(6か所)に対して、現状の交付見込み額が28万8,000円(3か所)です。令和2年度は、実績に沿った予算金額としたいので、現状を説明してください。

(担当課) 現在実施中の3か所に加えて、月4回以上開催予定で、2件の相談を受け実施に向けて手ごたえをつかんでいます。

(委員) では来年度の予算は、64万8,000円から7万2,000円を差し引いた57万6,000円とします。

【審査結果】承認：A2(承認条件)

- ① 令和元年度の補助実績がないことから当判定額としたため、積極的なPRに努めること。
- ② 各団体の収支状況から、自己資金の投入を前提とした事業展開となっており、これが国県補助の規定上問題がないか確認すること。

保健センター 補助金－1 休日夜間診療運営費補助金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

休日及び平日夜間における市民への初期救急医療の確保のため、半田市医師会による緊急在宅当番医制の休日・平日夜間診療業務の運営費に対し補助するもので、昭和49年度から愛知県の交付要綱に準じて開始しました。県の補助金終了後の平成16年度からは、平成15年度の愛知県救急医療等運営費補助金の基準額を準用し、本市の単独補助金として継続してきました。

平成30年度は10,208件の受診があるなど、多くの市民が利用しており、今後も市民への診療時間外の急病に対する「安心」の提供のため、また、地域医療支援病院としての半田病院の時間外診療の増加により、地域の救急医療制度の適正運営の支障になることも考えられるため、継続的な交付が必要と考えています。

協議額は、635万1,000円（旧881万8,000円）で、対前年比で290万円（旧43万3,000円）の減額となっています。これは、令和元年度に比べ、祝日が減少したことと、土・日、祝日の診療時間が短縮されたことによります。内容としては、令和元年9月27日に半田市医師会から土曜・日曜・祝日の午後診療の廃止要望「休日等の救急一時医療体制の見直しに関する要望書」が提出され、半田市医師会、知多地区他市町等と協議した結果、令和元年度については、12月1日から日曜・祝日・土曜日の午後診療を、3時間から2時間へ1時間の短縮、令和2年度は、日曜・祝日の午後診療を取りやめ、土曜日の午後診療を2時間とし、10月8日に市長決裁を取りました。

昨年分の指示事項としまして、「①基準額の根拠についてはこれまでの経緯を踏まえて、保健センターとしての考えをまとめておくこと。」については、これまでの経緯が示された資料は残っていなかったため、県の担当者に確認したところ、平成15年まで、国から「病院群輪番制病院運営事業及びヘリコプター等添乗医師等確保事業」という補助があり、その主旨は「市町村が行う病院群輪番制病院運営事業、小児救急医療支援事業、ヘリコプター等添乗医師等確保事業に対し、県が補助するものに対して補助金を出す」というものでした。

国が定めた補助金の基準額は1万3,080円で、証拠が残っているわけではありませんが、これに0.895を掛けて、1万1,706円の相当額1万1,710円を県は半日の基準額としたものと思われます。本市は今日までこれを基準としています。

現在の医療経済実態調査によって、常勤職員の給与費と医師の雇上げ謝金の合計額を算定すると、3時間で4万485円になりますが、今後も現状の金額（1万1,710円）で実施します。半田市医師会から変更の要望があった場合は、根拠を示してもらい交渉していきます。

「②市全体の医師会への支出に関して把握し、場合によっては交渉する役割

を保健センターが担うこと。」については、国保年金課、学校教育課、人事課、高齢介護課等それぞれに委託事業を持っており、金額について確認しました。各課の事業について、必要があれば対応します。

「③補助に入っている手数料が、委託料にも含まれていないか確認すること。」については、補助金に含まれる手数料は、医師会から医療機関への補助金の振り込みに係る事務手数料です。事務委託料は、輪番制を組み、通知、報告、集計に対する事務に関するもので、業務内容の重複はありませんでした。

【質 疑】

(委 員) 基準額の根拠については、本当は4万485円になるところ、1万1,710円にして貰い、そのことで医師会からは何の要望もないという事ですか。

(担当課) 医療経済実態調査からの算定方式だと4万485円になりますが、この金額が正しいという事ではありません。各市町も確認しましたが、県の基準額である1万1,710円で医師会にも説明します。

(委 員) 協議書には、「包括的な部署は、保健センターではない」とあり、先程の説明では「必要に応じて対応する」との事でしたが、どちらが正しいのですか。

(担当課) 各課の事業についても、必要に応じて同行し、交渉に参加します。

(委 員) 各課の要望に基づいて同行する姿勢ではなく、積極的な関わりをしてください。事業自体は、担当課が実施すべきですが、対医師会の交渉相手としては、業務上いちばん関りが深い保健センターが担ってください。医師会との各課の事業を集約されたとのことですので、全体把握することで、交渉時の説明根拠が得られるとともに、課題なども抽出でき、改善に向けた次のステップに進むことができます。庁内でも地域福祉課が社会福祉協議会との事業を集約し、交渉している事例もあるので、保健センターも同様の役割を担ってください。

(担当課) 分かりました。

(委 員) 基準額の根拠で説明していただいた4万485円は、特別に医師等を雇用した場合の人件費ですね。

(担当課) そうです。半田市の休日夜間診療は、時間を延長しているだけなので、この金額は、必ずしも正しいといえません。

(委 員) 業務内容に沿っていない、算出金額は必要ありませんし、先程の医師会との関わりについてのことも、公文書としての取り扱いや考え方などは、今一度周知徹底をしてください。

【審査結果】承認：A2（承認条件）

- ① 医師会との業務について、保健センターが全庁的な内容を把握し、課題や問題点を抽出するなど、主体的な役割を果たすこと。
- ② 補助金等執行協議書を始め、保健センターが発する公文書としての意義を職員に周知し、内容を十分に精査し提出すること。

学校教育課 負担金－2 小中学校長会等負担金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

校長会等は、役職や立場を同じくする者が集まり、情報交換や研修会などを通して、よりよい学校運営や教員の資質向上に努めるとともに、学校環境の整備など国や県への要望活動を行っています。いずれの会も、県下で全ての教育委員会が加入していることから「加入」は不可欠と考えます。本年度の協議額については、役職者一人あたりの単価には変更がない見込みのため、前年度と同額を計上しました。

なお、昨年度の判定会議の承認条件である「①会ごとで旅費等の予算項目が異なることについて見直しを図ること」について、執行協議書にある改善点の欄に「1. 校長会に改善を要望していく」と記載しましたが、その後、再確認したところ、知多校長会については、出張旅費を支給しているが、知多教頭会、知多事務研究会の出張旅費については、県から支給されており、そのことによる差であることが判明しました。

次の「②支出項目の統一や具体的な支出内容を備考に記載すること」については、各会の内部体制が異なり、また、毎年、会計等の役職を受ける教員が持ち回りで交代するため、直ちに統一することは困難ですが、可能な団体から統一を図っていきます。具体的には、市内の学校の教員が役員になった際に、修正を依頼していきます。実際に昨年の判定会議の後、知多校長会の会計であった市内中学校の校長に見直しを依頼し、平成30年度決算のとおり、具体的な表記に改まった部分もありますが、まだ十分ではないため、引き続き依頼していきます。

なお「③上部団体への拠出金があれば支出項目に明記すること」につきましては、いずれの会からも支出の事実がないことが確認できました。

【質 疑】

- (委員) 知多地方小中学校の各会については、決算報告書がありますが、他の会はありますか。
- (担当課) 資料としては添付していません。また、負担金一覧表に記載されているすべての会について、決算報告書が手元にあるか確認していません。

- (事務局) 添付資料の取り扱いについては、再度精査いたします。
- (委員) 市教委が負担金を出しているすべての会について、決算報告書を請求し、内容をチェックしてください。
- (担当課) すべての決算書の提出を確認し、未提出の場合は取り寄せたうえで確認します。
- (委員) ①出張旅費について、会則等に記載がありませんが、なぜ校長会の分は、県が支出してくれないのですか。
- (担当課) 事務職員に確認した所、校長は他の職員に比べ、出張回数が多く、県が支出しない運用となっているとのことです。
- (委員) 知多地方小中学校校長会会計決算報告の会計監査の日付が、年度途中なので、年度が終了してから監査するように言及してください。
- (担当課) 実際に監査を行った日付での記載となっております。決算書としての有効性なども調べたうえで、日付の周知等図ってまいります。

【審査結果】承認：A1（指示事項）

- ①交付団体の作成する決算書の支出項目など、全容が把握できるよう、詳細に記載するよう指導すること。
- ②交付しているすべての団体の収支資料が確認したい。

↓

②について、18日に全負担金の決算資料資料を提示負担金を支出する校長会のなかで、本市が会長職等を務め発言権や決定権を有する年度の調査を行い、計画的な改善が提示できるよう一覧表にまとめ次回提示すること。

学校教育課 補助金—3 私立高等学校等授業料補助金

【担当課補足説明】（執行協議書に関する説明）

国、県が行っていた私立高等学校授業料の軽減制度に市が上乘せする形で、平成3年度より実施しており、私立高校等に通う生徒の保護者への助成を行うことで、教育を受ける機会の確保に繋がるため、今後も継続的な補助が必要と考えます。

次年度の協議額（上限1万1,000円）は、単価としては同額ですが、過去の支給実績から推計した支給対象者が増加する見込みのため、増額となっています。

国が来年度に私立高校等に通う生徒の授業料補助の所得基準を（世帯年収590万円を910万円へ）緩和する予定ですが、県の助成を加えても自己負担が解消されない見込みのため、公私の負担格差是正のためにも、市としての補助

は継続すべきであると考えます。なお、今年度実施している県及び近隣市とも、次年度も実施する意向であることは確認しています。

【質 疑】

(委 員) 国が所得基準を緩和するとの事ですが、市の支給条件は緩和させますか。

(担当課) 半田市は、県の基準に合わせており、国の基準緩和に県も伴うため、市の基準も変わります。

(委 員) 半田市の支給条件が県の基準と同じであることを確認できる資料はありますか。

(担当課) 手元にはありませんので、後で提出します。

(委 員) 国や県が補助を廃止したら、市もやめますか。

(担当課) その時に検討しますが、国の動向から2010年より公立高等学校の無償化が実施され、私立も無償化に向け段階的な負担軽減を図っている中で、拡充はあっても廃止の可能性は低いと推察しています。

(委 員) 支給される額について、説明してください。

(担当課) 国は所得に応じて、段階的に支給額が変わります。県と市は、一律で支給します。

(委 員) 国が授業料無償化を進める中で、当初は補助が充分でなく、市も補助をしてきましたが、国の補助が手厚くなっていくのに合わせて、市の助成金の減額についても考えるべきだと思います。その視点で、国や県の動向を見えていますか。

(委 員) 私立高校の授業料に対して、国、県、市の補助合計額が適切であるかについても、次回報告してください。

【審査結果】保 留：B（理由）

補助交付の根拠とする所得基準について、愛知県の基準を準用しているとのことであるが、直近の基準に改正していない可能性があるため、現基準とした平成22年以降の動向を提示すること。

(18日庁内委員審査に再審査分の記録あり)

都市計画課 補助金—1 ふるさと景観づくり推進事業補助金

【担当課補足説明】（執行協議書に関する説明）

「半田市ふるさと景観条例」が施行された平成7年度から、主に景観形成重点地区内の、良好な景観の保全と形成を図るため交付しているものであり、これまでに、半田運河周辺地区では、中埜酢店の中間実験棟の保全、景観重要建造物に指定している半六邸の改修、亀崎地区では、景観重要建造物に指定している成田

家の本宅や旧藤友呉服店の修繕、岩滑地区では、南吉生家前の常夜灯の修繕などに活用されており、今後も、良好な景観形成が期待できることから、継続的な交付が必要であると考えています。

また、令和2年度の協議額につきましては、具体的な案件は今のところありませんが、過去3年間の実績により360万円とし、景観形成重点地区での助成事業のPRに努め、建築物の修繕4件を目標として、進めていきたいと考えています。

【質 疑】

(委 員) 今年の実績と活動、来年度の予定を教えてください。

(担当課) 今のところ0件です。活動としては亀崎地区と岩滑地区でPRを行っています。来年度は引き続き岩滑地区でのPRを行ってまいります。

(委 員) 今年の実績も来年度の予定もなく、PRの効果も出ていないのに、90万円から360万円に協議額を増やした理由を説明してください。

(担当課) 改修等により申請者に自己負担が生じるため、あらかじめ予算計上しておくことで、申請者の経済的な負担感を軽減し、利用推進を図るものです。積算根拠としては、平成28から30年度の3年間の実績で最も低額であった年度を採用し、内訳として景観形成重点地区内の建築物修繕費限度額である90万円の4件分を見込みました。

(委 員) これはあくまで補助金なので、半田市としてのスキームの中で補助金交付を行うべきです。そのためには申請者と早い段階から話し合い、場合によっては補正予算で対応できる時期に合わせてもらうスタンスで実施してください。協議額は現状を鑑みて、前年度と同額の90万円とします。ただし、申請が重なった場合には補正予算等で対応してください。

【審査結果】 承 認：A2（承認条件）

令和元年度の補助実績がないことから当判定額としたため、積極的なPRに努めること。

都市計画課 負担金—3 衣浦清港会負担金

【担当課補足説明】（執行協議書に関する説明）

昭和42年から、衣浦港内の清潔を保持し、船舶航行の安全、公衆衛生の向上のために行う漂流物の除去などの活動に対し交付しているもので、衣浦港の経済活動の発展と環境の保全には、この組織の活動は不可欠であり、継続的な交付

が必要と考えます。

また、昨年度の承認条件「①口数の算出方法について、昭和40年代の特別とん譲与税の分配率としているが、現在に見合った方法に見直しを求めること。」については、積算根拠に記載の通り、均等割りと、前年度の船舶の固定資産価格の配分割の合計に見直しました。

また、承認条件「②市町負担金が予算額300万円に対して199万8,000円の決算が続いていることを解決するよう努めること」については、令和元年度収支予算から改めました。

【質 疑】

(委 員) 衣浦港の公有水面の管理の主体は、県ですか。港内清掃に際し市町の役割は何ですか。

(担当課) 清掃等の実施主体は県ですが、「市町はそれに協力する事」となっています。

(委 員) 災害等で多量の漂着物が出た場合は、誰が処理しますか。その場合、応分の負担を要請されることはありますか。

(担当課) 基本的には県が実施します。市町の協力として費用負担など想定されますが、災害や被害の規模によって割合等は決められるべきですので、会で審議する中で決定するものと考えています。

(委 員) 特別とん譲与税による応分の利益を得ているため、法的に義務が発生するなら良いですが、本来なら県が責任を持つものですね。

(担当課) 実施主体は県であると認識していますし、市に対し国も11か月分の7割を補助しています。

(委 員) 7割分が、特別とん譲与税ですか。

(担当課) 違います。平成27年度より施行された、海岸漂着物等地域対策推進事業費補助金で、市町が清港会に負担している53万4,000円分に対して、11か月分の7割(53万4,000円÷12×11×0.7)が補助されます。

(委 員) 毎年、収支決算書の収入の部で、会員増口として、60万円弱程計上し、結果、会員増口はなされていませんが、予算に見込む理由を説明してください。

(担当課) 当初予算に対し、県の補助金が決まるためです。

(委 員) 昨年度、新しい船を購入したのに伴い、修理代や人件費等は、減額されませんか。

(担当課) 変更がないと聞いています。

【審査結果】承認：A1（指示事項）

今後とも注意深く支出使途など監視していくこと。

経済課 補助金－12 畜産環境対策推進事業補助金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

本市の畜産業は町の発展により郊外へ移転し、養牛や養豚を行っています。

町が発展することで住宅用地を郊外へ求め、住居が畜舎へ近づいて行き、近郊酪農として行われているのが実情です。

そのため糞尿による臭気問題が発生し、畜産臭気軽減のために本事業により補助金を交付しています。

畜産環境対策事業では、消臭資機材の散布や堆肥を市外へ搬出することで、住環境の改善を図っています。

協議額の350万円については、直近3年間の平均値により算出した結果、前年度予算に比べ、230万円の減額となりました。

【質 疑】

（委員）消臭資機材の購入費について、大幅な減額の理由を説明してください。

（担当課）大同大学の研究に基づき、今年度の臭気対策として、畜産農家に扇風機を配布する予定でしたが、事前に行った実証実験で、効果がみられず、中止したためです。また、夏前に環境課と共同で、市内畜産農家、39経営体の畜舎等（54か所）の臭気測定を実施し、3か所の農家が基準値を超えました。今年度は合計3回、測定しますが、結果により同じ農家が基準値を超える場合、そこを重点的に対策する事を考えています。

（委員）協議書にある成果指標が「畜産臭気対策を行っている農家数」とあるが、どこの農家も取り組んでいることなので、指標の見直しをお願いします。

積算根拠のひとつである運搬費について、3年間の実績の平均としていますが、年々減少傾向にある中で平均値を用いた理由はなんですか。

（担当課）成果指標については検討します。

運搬費については、実績値は減少傾向にあります。堆肥を市外に搬出しない自助努力によるもので、堆肥の量が減っているものではありません。したがって、受け入れ先との兼ね合いで市外への搬出が増えることもあり得るため、平均値での算出としました。

（委員）大型扇風機を導入することで消臭効果が期待されていたが、結果的に

導入せず、安易な減額は臭気対策に影響は出ませんか。扇風機に代わる、臭気対策は考えましたか。

(担当課) 大同大学の研究で、牛糞の中の含水量が臭いとの関係性があり、乾燥させることで、悪臭が軽減できることは明らかです。

新たな対策として、オガコを利用し混ぜ合わせることで水分調整し対策を図ろうと進めてきましたが、市内の畜産農家を網羅できるまでのオガコの確保が困難であり断念しました。そのほか、色々と検討する中で、半田市グリーンベース生産組合で生産される、通常より乾燥させた戻し堆肥を混ぜ込み、水分含有量を低くすることを、考えています。有効性等が立証された場合には、戻し堆肥も補助対象にできないか等も検討していますが、堆肥としての量も増えますので、市外運搬費が増えることが想定されます。

(委員) 戻し堆肥の取り組み費用は、今回の予算に入っていますか。

(担当課) 来年度の予算はあくまで、従前から行っているモーレスキュー等にかかる費用です。戻し堆肥については、まずは臭気基準値を超えている3農家を対象に行い、令和2年度予算内で対応できる可能性もありますが、成果等見極め事業拡大が必要となれば、令和3年度より増額要求したいと考えています。

(委員) 当補助金の交付先と補助率はどのようになっていますか。

(担当課) コーヒー敷材を例に説明すると、半田市酪農組合がまとめて購入し、各畜産農家に販売、代金の取りまとめをして、半田市に申請を出します。「総事業費」は302万5,500円ですが、上限を100万円としているため、「補助金交付決定額」としては100万円です。したがって、半田市酪農組合に対して補助金を出しているという構図になります。

【審査結果】承認：A1（指示事項）

実証実験など実効性や有効性が確定したうえで、当会議や予算査定に臨むこと。

経済課 補助金－31 移住者就業起業促進事業費補助金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

本事業は、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、東京圏から本市への移住・定住の促進及び中小企業などの人手不足の解消に資するため、県と共同で行う事業で、これにより東京一極集中を是正し、地方の担い手不足を補うことが

できます。

協議額については、執行協議書の積算根拠のとおり、本市に家族で移住し、中小企業に就職した場合の100万円を計上しています。

【質 疑】

(委 員) 今年度の実績を教えてください。

(担当課) 現在は、愛知県下で0件ですが、刈谷市に補助金の問い合わせが1件、一宮市は11月に起業支援で1件の予定です。

(委 員) 申請があったときに、補正予算で対応する事で問題はありますか。

(担当課) 国や県への補助申請をする際に、予算計上していないと配分が受けられない事が考えられます。

(委 員) 実績に基づく予算計上としたいので、当補助金が予算計上していることが必須条件であるか確認してください。

【審査結果】 承 認：A1（指示事項）

16日庁内委員審査

承 認：A1（指示事項）

当事業の当初予算措置をすることが、国県の補助条件としているか確認し予算査定に臨むこと。

↓

18日庁内再審査

国、県の補助条件を確認した結果、当初予算措置が必須ではなかったため、判定額はこれまでの実績を考慮しゼロとするが、事業の妥当性は認められるため、利用の見込みが立ち次第、補正予算にて対応すること。

観光課 負担金—4 竜の子街道広域観光推進協議会負担金

【担当課補足説明】（執行協議書に関する説明）

醸造という共通の文化を持つ半田・西尾・碧南・常滑の4市が、地域間交流の拡大や、広域観光の推進を図ることを目的として設立した、協議会が行う事業について、構成員として負担するものです。

令和元年度については、地方創生推進交付金（50万円×4市）を活用する中、各市町50万円ずつを負担し、合計400万円です業展開しています。

具体的には、昨年度好評だった周遊バスや宿泊プランを造成した他、新規事業として醸造・和文化に関連したスイーツ・カフェのお店を巡る周遊クーポン事業や、インバウンド誘客事業として台湾・香港向けの訪日旅行情報サイト「歩歩日本」へのPR記事掲載などに取り組んでいます。

令和2年度は、従来からのホームページ、イベント出店によるPRや周遊企画

の他に、海外プロモーションとしてタイでの4市の特産品のPR、事業者と連携したプロモーションを新規事業として実施する計画です。

協議額は、令和2年度より補助率2分の1の地方創生推進交付金が無くなるため、今年度と同様の総事業費400万円を、各市町に等分した100万としています。

【質 疑】

(委 員) 地方創生推進交付金の交付が無くなり事業費が減る中で、100万円の費用対効果はありますか。

(担当課) 観光振興事業は、効果を測る直接的な指標はありませんが、周遊企画等は大変人気があり、長期的に継続実施し、実績を積み重ねる事で、将来的に効果が表出するものと考えています。

(委 員) バスツアーは好評だったとの説明がありましたが、乗車率が低いです。それでも4市が国の交付金がなくなり、100万円支出してでも継続するに至った経緯を説明してください。

(担当課) 平成30年度バスツアーの乗車率は31.1%でしたが、ツアー内容について県から高評価を得ていますので、継続な事業展開で今後乗車率が向上していくと考えています。

協議会では「国費を引いた合計200万円では、集客を見込める事業実施が難しい」という結果に、各市町から反対意見は出ませんでした。また、3年毎に負担金額の見直しを検討します。

(委 員) 成果の可視化は困難だとは思いますが、何らかの方策を考えてください。たとえば400万円の使途について、年度ごとに重点的に行う事業を検討するなど強弱をつけた、4市が連携してるからできる事業展開を期待します。

(担当課) 重点的な事業を検討することも考え方としてありますが、継続的にベースとなる事業も必要であると考えています。また、国費の補助対象の枠がなくなることで、海外プロモーションなど新たな展開も検討していきます。

(委 員) 来年度の具体的な事業計画が無く、「とりあえず100万円ずつ集めておいて、その範囲内で何をするか決める」という姿勢に、やる気のなさを感じます。安易に従来事業と海外プロモーション、PRグッズに支出するのではなく、まず、アイデアを出し合い、実施したい事業計画を立て、その費用を負担額とするべきです。他市町との兼ね合いもあるので、協議額の減額はしませんが、市の意向を協議会にしっかり伝えてください。

【審査結果】承認：A1（指示事項）

広域的な観光振興及び地域経済の活性化とする目的達成に向けて、半田市として積極的な提言を行うこと。

防災交通課 補助金－4 防犯カメラ設置補助金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

平成29年度から、地域の防犯力を高めるために、自治区が設置する防犯カメラに対して補助を行っているもので、これまでに、26台の設置に対し交付しました。さらなる普及を進めるためにも、引き続き交付が必要と考えています。令和2年度の協議額については、これまでの自治区長への周知に加え、広く市民に周知することで、設置の増加が見込まれるため、昨年の10件から5件増加の15件、150万円としています。

【質 疑】

（委員）今年度の実績を教えてください。

（担当課）現在5台設置を完了し、協議中の案件が1台で、最終的には10台設置を目標としています。

（委員）自治区に対して交付する補助金について、周知する範囲を市民にまで広げた理由を教えてください。

（担当課）議会の中で周知内容について、区長が自治区のすべてを把握しているのではないため、市民に広く周知すべきと提案を受けたことによるものです。ただし、あくまでも自治区へ補助金交付するもので、設置申請は直接市民から半田市ではなく、自治区の総意として区長から行うよう、補助金交付のスキームを堅持してまいります。

（委員）事業開始当初の平成29年度から毎年減少傾向の中で、防災交通課から具体的な設置場所の提案がないとすれば、数は頭打ちの状態だと思えます。その中で増加すると考えた理由を説明してください。

（担当課）今年度は殺傷事件などで防犯カメラの有効性などクローズアップされていることから、市民の関心が高まっているものと推察され、広く周知することにより、今まで気が付かなかった、より多くの要望があることを想定しました。

（委員）令和2年度の設置見込み数は設置台数の減少傾向にあるなかで、実績ベースとしたものとすべきと考えますが、どのように分析して見込んでいますか。

（担当課）減少傾向にあるのは、制度開始から自治区で区長や役員が把握している、防犯上必要な箇所への設置ができていること。また、設置につい

てはプライバシーの関係上、周辺住民の承諾が必要なことや、設置後の維持管理について考慮していることも影響していると分析しています。今後は広く周知を図ることで、区長や役員が気付かなかった箇所への設置申請などの想定し、令和元年度見込み台数に5台加えて計上したものです。

- (委員) 協議額は、前年度と同額とします。予定台数を超える要望があれば、補正予算で対応し、翌年度に増額申請してください。
- また、防犯カメラの設置については、設置ありきの事業展開は危険であり、設置上のメリットとデメリットなど、担当課だけではない全庁的な議論を踏まえた方針を検証してください。

【審査結果】 承認：A2（承認条件）

- ① 次年度予算額は実績値を基に算出するものとする。
- ② 防犯カメラのあり方を担当課だけではなく、全庁的な議論を踏まえた方針を検証すること。

防災交通課 助成金－1 安心・安全なまちづくり助成金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

各自治区における、災害への備えや防犯活動に必要な、資機材等に要する費用を助成するものです。

大規模災害発生の初動時には、自治区の活動が重要であることや、防犯の要は、地域の目であることから、継続的な交付で、自治区を支援することが必要と考えています。

協議額については、平成30年度から積算手法を、世帯割から人口割に見直しており、令和2年度は、人口が微増していることから、昨年度に比べ、1万4,000円の増額となっています。

【質疑】

- (委員) この助成金について、「事務作業量等が多い」と自治区担当者から聞いたことがあります。軽減策として自治振興費交付金と一本化してはどうですか。

(担当課) 平成29年度に助成金の算出方法について、自治振興費交付金とすり合わせた経緯はあります。一本化により申請作業などは楽になりますが、そうなると区の意向によって、地区のイベント等に予算が使われた場合、防災力が下がることが懸念されます。自治区の作業量等が多いことは承知しておりますが、各地区の自主防災会が発展し、防災

意識が高まっている中、助成金の目的に応じた交付を行うことが重要であると考えています。

【審査結果】承認：A1（指示事項）

指示事項なし

地域福祉課 負担金－1 成年後見利用促進事業負担金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

認知症や障がい等の理由により、判断能力が不十分な方々の財産管理等を行う「成年後見制度」の利用促進に関し、知多5市5町が共同で費用を負担してNPO法人に委託し、実施しています。

具体的な委託内容は、制度に関する相談、審判申立の手續支援、市民後見人の育成を含む普及啓発であり、これらを広域的に行うことにより、知多地域全体の住民福祉の向上に、大きく貢献するものと考えています。

なお、平成20年度の事業開始以来、本市が幹事市として各市町から負担金を受け入れ、代表して委託契約を行ってきましたが、平成30年度から幹事市を輪番制とし、幹事市に対して本市負担分を支出しています。

来年度の協議額は、5市5町で構成する運営委員会において合意された、全体金額及び負担割合により算定した1,050万3,000円です。増額の理由としては、高齢化の進展を背景に後見等受任者数が増加し、これに伴う業務件数も増加の一途であることから、受託法人の非正規職員を2人工分追加したためです。

【質 疑】

（委員）令和2・3年の事業総額は、6,000万円で固定ですか。

（担当課）総額は固定ですが、半田市の負担割合は、受任件数で変わります。

（委員）受任件数の推移が分かる資料はありますか。

（担当課）推移を示す資料はありませんが、今年の実績として84名で、既に亡くなられた方も含めると125名です。参考として、平成30年3月末の半田市の受任者数は66名で、亡くなられた方を含めると103名でした。

（委員）550万円増加の根拠を説明してください。臨時職員の増員は、受任件数の増加分に基づいた裏付けのある算出によるものですか。

（担当課）、臨時職員2名（1名約300万円）の増員は、運営委員会で協議の上、妥当だと判断し決定いたしました。計算上総額6,000万円を超過しましたが、交渉の結果、端数を削減しました。

- (委員) 知多5市5町が共同で負担金を納める割合については、協議の上決定していることなので、この会議での議論は総額6,000万円の妥当性について検証することです。知多5市5町以外で、県内他市町の委託料1件当たりの単価や相場など比べたことはありますか。
- (担当課) 細かい数字は分かりませんが、以前、市長申し立て分について他市町に伺ったところ、弁護士等に依頼しているとの事で、同法人は安価であるという印象を持ちました。なお、成年後見等の報酬の目安については、厚生労働省の資料では、月額2万円となっています。
- (委員) 受任件数の増加に伴う、職員の増員は理解できますが、それに伴い後見報酬も増えるはずなので、1名分はそちらで補えませんか。例えば、本来3名増員が必要なところ、1名分は後見報酬を充て、2名分の負担金増額なら理解できますが、今の説明だと、人件費は全額負担金で補い、後見報酬は全額受託業者の収入では、おかしいです。しかも、平成30年度の後見報酬について、予算4,000万円、決算約5,000万円であるのに、平成31年度予算で4,200万円としているのは、受任件数増加の報告と矛盾しています。受託業者の報告を鵜呑みにせずに、担当課として相場をチェックし、意見してください。
- (担当課) 後見報酬は、受任者の財産によって変動するので、件数の増加に比例して増えるというものではないと聞いています。
- (委員) 「申立実績」の半田市の総計84件には、市長申し立て分以外も含まれていますか。受任件数や収支を総計で提示され、不足人工分を負担金で補うのは、納得できません。委託分だけの、件数、収支を示した資料はありませんか。
- (担当課) 市長申し立て分は12件でしたので、それ以外も含まれていますが、市長申し立て分だけを、委託分としているわけではなく、成年後見センターが直接受けた依頼も、委託分と考えています。
また、今回の増額分についても、交付団体の決算書から多額の繰越金等はないことは確認しており、厳しい経営の中での必要最低限の額ととらえています。
- (委員) 経営が苦しい団体を助けるために増額するというのは理由になりません。委託金と後見報酬という大きな収入がある団体に対し、それぞれの用途を踏まえ妥当性を判断するのがこの会議です。
今回の増額とした総額6,000万円の妥当性を確認するため、交付団体の後見報酬の流れや推移などを含めた収支の全容と、後見事業の1件あたりの相場を確認し、予算査定において説明できるよう準備をしてください。また、5市5町の協議会においても、半田市としての意見を発信してください。

【審査結果】承認：A2（承認条件）

交付団体の大きな収入源となっている後見報酬の使途など、収支の全容を明らかにし、増額支出する根拠を予算査定時に説明すること。

開 会（庁内委員審査：令和元年10月18日（金） 午前9時00分）



経済課 補助金－23 中心市街地商業活性化にぎわい事業補助金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

前回の審査において、収支決算書の中身と、商工会議所の扱いについての御議論をいただきましたが、担当課として整理しましたので説明をさせていただきます。まず資料1として、平成30年度の中心市街地商業活性化にぎわい事業の決算書をつけております。提出済みの決算書では自己資金の中に、クーポンの売上金が入っておいりましたので、その部分を整理いたしました。今後は、これまで要綱本文内で明記されていなかった自己資金の負担原則について、要綱を改正して明確にするとともに、十分注意して執行してまいります。

次に、商工会議所の取り扱いについて説明させていただきます。資料3は、にぎわい事業のお金の流れを表すものです。もともとは、クラシティのにぎわいがなくなってきたことを受けて、クラシティが声を上げて始まったと認識しています。当初はクラシティ、商店街、TMH、商工会議所で事業がスタートし、そこに観光協会が加わり、以前からお話している1：1：1という負担バランスでお金を用意して、事業を行ってまいりました。しかし、平成27年度でTMHから撤退の申し入れがあり、この事業実施が大変危ぶまれましたが、ここをどう切り抜けたかという、商工会議所が大きく被る形で事業を実施しました。そこから従来の300万円の事業となるべくここ数年で持ち直してきた経緯があります。

この事業も、当初、商工会議所は主催ではなく共催するような形で、平成24年までは実行委員会形式でやっていたものを、平成25年から商工会議所への補助事業に変更されています。この年から商工会議所に補助金を出す形で、1：1：1のルールを守ってやってまいりましたが、結果としては、商工会議所が主催でやるという動きになっていたかと思われます。

こうしたお金の動きも受けて、来年度以降については、資料4の要綱のように改めたいと考えております。

内容について説明します。第2条に規定していますが、補助対象者は、実行委員会にします。組織した実行委員会の中には、商店街、商工会議所、クラシティも加わっていただきますが、メインで動くのはあくまで実行委員会とします。続いて、補助対象経費の部分ですが、この事業には、愛知県のげんき商店街振興事業費補助金が出ていますので、対象経費は、半田市と愛知県で1：1の枠組みは維持したいと思っています。

また、裏面の内規において、補助金の対象事業の実施に当たり、半田市、愛知県が負担する額は実行委員会が負担する額を超えないものとする規定し、従来の1：1：1の負担バランスを守っていくような枠組みとします。

資料6にはケースごとの補助額の試算がしてあります。来年度の予算フレームで見ますと、総事業費が300万円で、補助対象経費が250万円だった場合、愛知県と半田市で125万円ずつとなりますが、実行委員会が負担する額より

も、市が負担する額のほうが多くなりますので、3者100万円の負担となります。逆に、ケース2に記載の補助対象経費が総事業費の3分の2未満になった場合、例えば、総事業費が300万円で補助対象経費が180万円だった場合は、補助対象外が120万円ありますので、補助対象経費の180万円を2分の1したものを、愛知県と半田市で負担し、それ以外の補助対象外の経費を全て実行委員会が持つこととなります。また、ケース3で考えたのは、総事業費が300万円を下回った場合、例えば、総事業費が240万で、補助対象外経費が50万円あった場合については、補助対象経費の190万円を、本来なら95万円ずつ県と市で負担となりますが、内規を適用し、ケース1と同じように、3者80万円ずつ負担することとなります。今後はこうした補助フレームに変更し、今回の補助金を認めていただきたいということで提案をさせていただきます。説明は以上です。

【質 疑】

(委 員) 資料1の確認ですが、商工会議所が平成30年度に出したお金は、26万8,357円ですよね。1:1:1の負担バランスを考えるとときには、当時から、商店街などの分なども含めていたということですね。

(担当課) はい、平成20年当時から、商工会議所だけの単体の100万円ではなく、商工会議所やTMH、商店街、クラシティを合わせてこの額を出していたということです。私たちの記述の仕方が悪く、商工会議所のみと捉えられる書き方をしていたので、誤解を招いたというところは反省しております。改めて、この部分を表示することとあわせて、要綱を改正し、商工会議所に支出するのではなく実行委員会に支出することで、誤解がないように、注意していきたいと考えています。また、結果的に負担割合のルールが守られていなかったのは事実ですので、お詫びいたします。

(委 員) 令和2年度から新しいスキームにするということですね。

(担当課) はい、今年度に適用するのは難しいため、令和2年度の事業から適用したいと考えています。令和元年度は現行の要綱で、負担バランスが守られるように適正に決算をさせていただきます。

(委 員) 事業費に関する文章の整理ですが、交付要綱の中にもっと明快に記載することはできませんか。1:1:1という書き方もいいのですが、補助対象経費の2分の1か、総事業費の3分の1の少ない方で、上限は100万とするなどと記載すればよいのではないですか。先ほどの資料の計算と全く同じ結果にはなりますが、明文化することでより補助金としての透明性が出るかと思います。

(委 員) 補助対象外経費が増えた際には、実際には1:1:1ではなく、1:

1 : 1 . 2 5 などの負担バランスも存在し得るとすれば、1 : 1 : 1 は原則としますが、そうした計算式を明記した方がよいと思います。(担当課) わかりました。ご指摘のように記載することとします。

【審査結果】承認：A 2（承認条件）

① 令和元年度事業について

事業収支で特に負担割合については厳正なチェックを行うこと。

② 令和 2 年度以降の事業実施について

1. 当補助事業は愛知県の補助制度廃止までとする。
2. 支出する団体のうち、商工会議所としていたものを、現状の資金運用の実態から、商工会議所を含めた「実行委員会」に改めること。
3. 「愛知県げんき商店街推進事業費補助金」で定めるものを補助対象経費とし、適正な費用負担を実現するため、補助対象経費の 1 / 2 又は総事業費の 1 / 3 のいずれか少ない方で、かつ、上限を 1 0 0 万円とする要綱に改めること。

高齢介護課 助成金－2 半田市老人クラブ連合会助成金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

1 6 日の補助金判定会議で指摘のあった、「①老人クラブ連合会に所属する各部で発生した余剰金（返納金）が、連合会決算書から読み取れない」「②食事代は使途として適切か県の交付要綱を確認する事」の 2 点について説明します。追加資料として、財源別内訳と県の補助金交付要綱を提出します。

まず 1 点目について、平成 3 0 年度「半田老人クラブ連合会決算書」支出の部⑤次期繰越金 6 5 万 5 , 5 9 9 円に各クラブの返納金 1 4 万 6 , 5 7 9 円が足し込まれています。次回からは、備考欄に各部の返納金を分けて記入する様式に改めます。

2 点目は、県の交付要綱第 2 の 2 にある別表を確認しました。この中で食料費は、区分（2）市町村老人クラブ連合会事業の補助対象経費の「需用費」に当たると考えます。食料費の規定としては、補助対象外経費に記載があり、その規定に基づき計算した金額を、本日配布した、財源別内訳「支出」食糧費 B に記載しました。合計 7 1 万 2 1 3 円となり、自主財源の 1 4 7 万 1 , 4 0 0 円で賄え、助成金が当てられていないことを確認しました。

【質 疑】

（委員）もう一度、各部の返納金の記載方法について説明してください。

（担当課）収入ではなく、繰越金の合計に足し入れますが、各部の備考欄に金額

を記載します。

(委員) 市の助成金は、どの事業に充てられているか分かりますか。

(担当課) 食料費以外の事業費です。

【審査結果】承認：A1（指示事項）

決算書の記載内容を確認し、補足説明により不明部分が解消されたため承認する。今後の記載内容について誤解を受けることのないよう精査すること。

学校教育課 補助金—3 私立高等学校等授業料補助金

【担当課補足説明】（執行協議書に関する説明）

16日の補助金判定会議で、「市の補助基準は、県の基準に準拠している」という説明に対して、現在の枠組みになった平成22年度から、直近までの補助金交付要綱をお手元に配布しました。

県の補助基準は、各年度の要綱の別表第1（第3条関係）に示されており、これを市が支給する際にも、適応しております。

「各家庭に関する実際の支給状況が分かる資料」という指示も受けましたので、29年度と30年度の資料をお配りしました。一年間の授業料の総額、国と県の軽減額、市の支給額等が記載されています。30年度から所得基準に県民税所得割額が加わったため、そこが変更されています。

【質疑】

(委員) 「支給条件を県に合わせる」というのは、どこに記載されていますか。

(担当課) 市の交付要綱 第3条（第1項）第三号に記載されています。

(委員) 授業料が、国と県の軽減額以下の世帯は、たとえ市の基準を満たした支給対象者であっても、1万1,000円は支給しないのですね。

(担当課) そうです。たとえ、軽減後の負担額があったとしても、それが1万1,000円以下の場合は、実際の負担額を上限に支給します。

(委員) 30年度の要綱改正で、支給対象者数に変動はありましたか。

(担当課) 県民税所得割額が加わりましたが、基準額も上がったため、ほとんど変動はありません。協議額が増えたのは、私立高校進学者数が20名増加したためです。以前のような、公立高校に入学できなかったという消極的な理由ではなく、軽減制度が進み、自らの意思で私立高校を選択しているという理由も考えられます。

(委員) 後者の理由なら、この制度の基となる考えに反していませんか。

(担当課) すべての家庭が、自ら希望しているわけではないので、一律に考えるのは、難しいです。

- (委員) 平成29年度の申請者一覧では、甲Ⅰの非課税家庭は、ほとんど国・県の軽減額内で賄えており、市の満額支給はありませんが、平成30年度の一覧では、市の支給金額がほぼ満額支給されています。この違いを説明してください。
- (担当課) 甲Ⅰの非課税世帯は、国・県がすべて負担するという事ではなく、年度は関係ありません。各高校の授業料を比べてもらうとわかるように、価格に違いがあります。非課税世帯が授業料の安い私立高校に進学すれば、国・県の軽減額で賄えますが、そうでない場合は、市が支給することになります。
- (委員) 国・県が全額補助ではなく、必要と認めた軽減額を定めている中、それに市が上乗せ交付するのは、どうでしょうか。
- (委員) 国・県が基準を変更する中で、それに追従して交付するのを当たり前と考えるのではなく、本当の意味（授業料の負担軽減）で補助金が機能しているのか、支援の気持ちが対象者に届いているのかを、問題意識をもって、分析、検討してください。

【審査結果】承認：A1（指示事項）

平成22年以降の愛知県及び本市の要綱を確認し、県基準を準用した運用していることを確認できたため承認とする。ただし、当補助金の発足経緯である私立高校へ進学せざるを得ない家庭の経済的援助の目的と、現在の私立高校が容易に選択できる時代背景など鑑み、当補助金のあり方などの分析を行い検討すること。